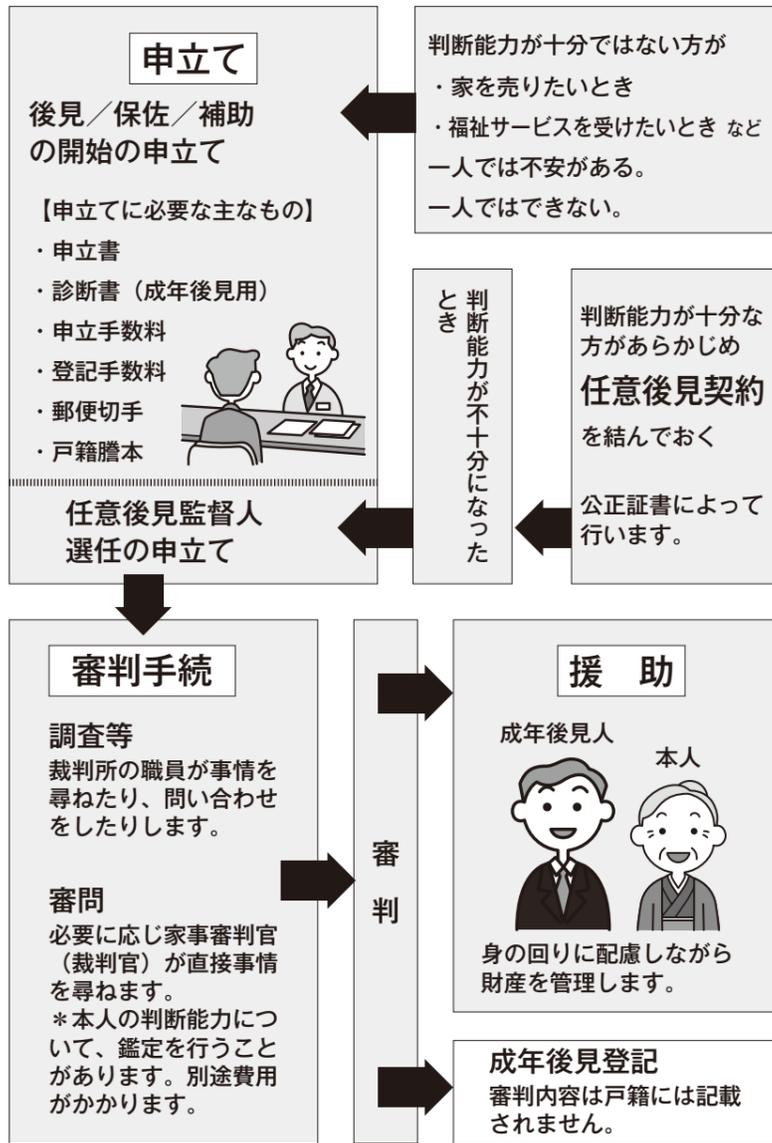


表 成年後見制度の種類

区分	本人の判断能力	援助者
後見	全くない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保佐人
補助	不十分	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。	



「成年後見制度」を知っていますか？
成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって、判断能力が十分でない方を法的に支援する制度です。

また、判断能力が十分でなくなつた場合に備えておく任意後見制度もあります。ここ数年、横浜家庭裁判所管内の申立件数が激増しています。今は必要なくても、今後必要となる方が増えることが予想されます。自分自身の今後のため、また成年後見制度をうまく活用していけるよ

「成年後見制度」と聞くと「制度の理解が難しい」「手続きが面倒」と聞きますが、成年後見制度は、左

「成年後見制度」と聞くと「制度の理解が難しい」「手続きが面倒」と聞きますが、成年後見制度は、左

成年後見制度を活用するために

福祉課 ☎84-0316



～あなたの家は大丈夫ですか～
木造住宅の耐震化を補助
街づくり推進課 ☎84-0321

町では、建築物の耐震改修促進に向けて、木造住宅の耐震診断費用と耐震改修工事に必要な費用の補助をしています。ぜひ、この機会に住宅の耐震性について、お考えください。

補助制度を利用するには

耐震診断

補助対象
次の条件をすべて満たす木造住宅が対象となります。
(1) 町内在住の方が所有している建物で、その所有者または家族が居住しているもの
(2) 昭和56年以前に建築された一戸建住宅、二世帯住宅または店舗兼用住宅（昭和56年6月1日以降に増築をしたものを除く）
(3) 2階建以下の在来軸組工法により建築されたもの

補助金額

耐震診断費は概ね7～8万円程度です。この費用の3分の2までが補助されます。（ただし、補助限度額は5万円）

耐震改修工事等

補助対象
耐震診断の補助対象の条件を満たし、次の条件も満たす木造住宅が対象となります。
耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断されたものを1.0以上となるように改修するもの

補助金額

耐震改修工事等に要する費用の2分の1までが補助されます。（ただし、補助限度額は60万円）

耐震改修促進に関する「計画」及び「補助制度」の詳細は、町ホームページ（くらしのガイド↓住宅）に掲載されています。

～水害対策と地下水保全対策に～
雨水浸透ますの設置を補助
街づくり推進課 ☎84-0321

再生市町村交付金を活用しています。
補助の対象となる方
町内の土地を所有または使用し、雨水浸透ますを設置する予定の方

補助の条件
・雨水のみが浸透すること（足洗い場などからの接続はできません）
・1宅地に2個以上の雨水浸透ますを設置すること
・雨水浸透ますは、塩化ビニル製の場合、呼び径300mm・高さ400mm以上の製品であること（コンクリート製は、別の基準となります）

補助の内容

1個あたり1万2千円で4万8千円（4個まで）を限度に補助します。
*この補助金を受けた場合、雨水浸透ますの機能維持保全に努めなければなりません。

雨水浸透ますとは、側面や底面に穴が空いた「ます」で、雨どいなどから入ってくる雨水を受け、地中へ浸透させるものをいいます。

後見制度利用の手続き（申立て）は、家庭裁判所（開成町在任の方は横浜家庭裁判所小田原支部）で行います。

もっと詳しく知りたいという方は…

制度の対象や利用方法など、詳しく知りたい方は、直接専門家にご相談ください。開成町では、成年後見制度の相談窓口として、開成町地域包括支援センターがあります。地域包括支援センターでは、高齢者などの生活全般の相談や支援、成年後見制度の説明や申立ての支援など、総合的な相談や支援を行いますのでお気軽にご相談ください。

成年後見制度の相談窓口
開成町地域包括支援センター（開成町福祉会館内）
☎82-5222